

注意事項

つくば市水稻病虫害防除事業費補助金は、ウンカ類に効果のある育苗箱処理用の防除薬剤（ネオニコチノイド系でないもの）を購入された場合、購入額（税抜き）の3分の1（田植えをする田の面積10aごとに1,000円上限）が補助の対象となります。

本補助金を申請する際は、以下の点に御注意ください。

■申請は、薬剤使用日の前日までに行ってください。

■以下のほ場は、申請対象外となります。

ほ場面積を計算する際は、以下のほ場の面積を除いて計算をお願いします。

○つくば市外のほ場

○つくば市農業再生協議会から通知される作付計画台帳において、

- ・**申請者以外が、耕作者**として登録されているほ場

※申請者と耕作者が同一世帯の場合は申請対象となります。

- ・「保全管理」「調整水田」「農業生産施設」など、**米を生産していない**ほ場

※「一部保全管理」など、部分ごとに異なる場合、米を生産している面積は申請対象。

- ・「小麦」「その他野菜」など、**米以外の作物を生産している**ほ場

■実績報告書の提出をする際は、領収書が必要です。

ウンカ類に効果のある防除薬剤（ネオニコチノイド系でないもの）の領収書を御用意ください。（提出するのは原本ではなく、コピーしたものでも可能です。）

他の薬剤や肥料との金額が合計されている領収書の場合、ウンカ類防除薬剤の支払い金額が分かる明細も、一緒に御提出をお願いします。

※**領収書と明細の合計金額が同額となっていることを御確認ください。**

※現金ではなく口座引き落とし等により、領収証が発行されない場合は、ウンカ類防除薬剤の**購入金額が分かる請求書**と、その請求金額が引き落とされた口座の**通帳の表紙裏面（口座名義と口座番号が分かるページ）のコピー、引き落としが記帳されたページのコピー**の3点の御提出をお願いします。

■補助金が交付できない薬剤の例

以下の薬剤はウンカ類に効果があっても、ネオニコチノイド系であるため**補助対象外**です。

アドマイヤー／ダントツ／ワンリード／スターダム

※上記以外の薬剤でも、ネオニコチノイド系薬剤（IRACコード：4 A）は対象外です。

その他、御不明な点がある場合は、農業政策課営農推進係（029-883-1111）までお問い合わせください。